

## 資料 2

日薬総発第4号

令和6年4月10日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会

担当副会長 田尻泰典

### 災害薬事コーディネーター配備推進事業の実施について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般別添のとおり、災害薬事コーディネーター配備推進事業の実施要領が厚生労働省より都道府県に対して発出されましたので、お知らせいたします。

本事業は、保健医療福祉調整本部等において災害時の円滑・適切な医薬品提供・衛生管理の充実に支援する災害薬事コーディネーターを養成することを目的としており、厚生労働省が別途提供するプログラムを参考に、実施都道府県が中心となって、災害薬事コーディネーターの養成並びに災害薬事コーディネーターの知識及び技能の向上を目的とした研修を実施することを事業内容として掲げております。

また、研修会の開催に当たっては、必要に応じて都道府県薬剤師会等との会議を開催し、プログラムの内容やファシリテーターの検討等を行うこととされておりますので、貴会におかれましても、本件につきご了解賜りますと共に、都道府県薬務主管課と円滑な連携のもと、当該事業にご対応下さるようお願いいたします。

医 薬 発 0329 第 30 号  
令 和 6 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長  
( 公 印 省 略 )

災 害 薬 事 コーディネーター配備推進事業の実施について

標記事業について、別紙「災害薬事コーディネーター配備推進事業実施要綱」  
のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

## 災害薬事コーディネーター配備推進事業実施要綱

### 第1 目的

災害時の医療提供においては、単に医薬品を確保するだけでは足りず、医薬品の知識を有し適切に管理・提供できる薬剤師の関与の元に、医薬品の流通を確保・管理することが重要である。

また、第8次医療計画に基づく指針において、災害薬事コーディネーターが「災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うことを目的として、都道府県において任命された薬剤師」と定義され、保健医療福祉調整本部等への参画が求められることとなった。

本事業では、保健医療福祉調整本部等において災害時の円滑・適切な医薬品提供・衛生管理の充実を支援する災害薬事コーディネーターを養成することを目的とする。

### 第2 事業の実施主体

本事業の実施者は、災害薬事コーディネーターの養成研修をこれまで行ったことがない都道府県とする。なお、事業実施者は事業の一部を委託することができる（事業実施の計画及び策定を除く）。

### 第3 事業内容

#### 1 実施すべき事業について

##### (1) 事業の内容

上記第1の目的を踏まえ、厚生労働省が別途提供するプログラムを参考に、実施都道府県が中心となって、災害薬事コーディネーターの養成並びに災害薬事コーディネーターの知識及び技能の向上を目的とした研修を実施すること。

事業の実施に際しては、関係職種（医師、看護師等）及び薬剤師会や医師会等の関係団体とも協力しながら実施すること。

また、本事業の研修内容は、災害時における災害薬事コーディネート能力の向上を図るために実施する座学及び演習とし、以下に掲げる事項を実施するものとする。

- ・医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等に関する事項
- ・都道府県との連絡調整に関する事項
- ・被災都道府県下の災害薬事活動に対して都道府県に助言を行う体制に関する事項
- ・被災地域の医療機関、避難所等の災害薬事活動に対して保健所等に対し助言を行う体制に関する事項

なお、研修会の開催に当たり、必要に応じて都道府県薬剤師会等との会議を開催し、プログラムの内容やファシリテーターの検討等を行うこと。

## (2) 受講対象者

災害時に、都道府県や保健所等において代表的な役割を果たす資質を持つ薬剤師（災害時に災害薬事コーディネーターと連携を図る都道府県職員を含む。）

## (3) 本事業の報告書の作成及び実施成果等

本事業の実施後、本事業の実施に係る進め方（受講者の選定方法及びファシリテーターの調整方法、関係者による会議の開催内容を含む）、災害薬事コーディネーター養成のための研修に係る課題、課題に対する今後の方策等の検討内容を含んだ報告書（任意様式）を作成すること。なお、これらの結果については、厚生労働省のホームページ等でも公表する場合があること。

## 2 留意事項について

- (1) 災害発生時に活動する災害薬事コーディネーターが、災害医療コーディネーター等の関係者と連携体制を強化する機会であることを念頭に本事業を実施すること。また、地域において想定される災害を踏まえて実効性のある研修を行うこと。
- (2) 単なる研修会の実施のみの事業とならないよう、継続的で実効性のある事業とすること。
- (3) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が

確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

- (4) 事業の一部を委託する場合には、委託先の積算内訳を明確にすること。また、積算根拠については事前に確認する場合があるので、可能な範囲で詳細に記載すること。

#### 第4 その他事務手続きについて

本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬局総務課と相談すること。

#### 第5 実施期間

本事業の実施期間は選定通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

#### 第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

#### 第7 適用時期

この要綱は、令和6年4月1日より適用する。